

平成25年3月14日(木)

国土交通省 関東地方整備局

相武国道事務所

記者発表資料

特殊車両の通行に関する指導取締りを実施しました。

相武国道事務所では、道路構造物の長寿命化と道路交通の安全を図るため、特殊車両通行許可制度の普及啓発と遵法意識の向上に取り組んでおり、特殊車両の通行に関して神奈川県警察と協力し、指導取締りを実施しています。

この度、「特殊車両の通行に関する指導取締要領」が「道路法第47条の3に係る行政処分の基準について」に名称を改め、内容が改正されました。

この改正を踏まえ3月7日に指導取締を実施したので、平成24年度のこれまでの結果と合わせてお知らせします。

<改正内容>

- ・特殊車両を繰り返し違法に通行させた者等を国道事務所等に呼び出して対面で是正指導書を手交し、是正措置を講じることを指導。
- ・是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に응じない場合は、弁明の機会を付与した上、再び是正指導を実施し、その会社名及び是正指導内容等を公表。
- ・重大な交通事故や常習的に違反をした場合等は、聴聞を行った上で、許可を取消し、会社名や取消し内容等を公表。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

電話 042-644-2001(代表)

副所長 むらさし 村刺 てつお 徹雄 交通対策課長 くさなぎ 草薙 としろう 俊郎

〈特殊車両の指導取締り結果〉

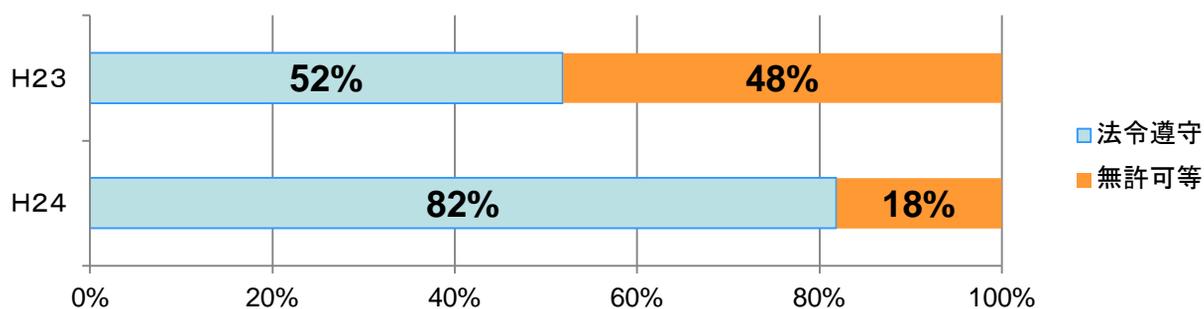
取締回数	取締月	取締路線	取締台数	取締内訳		
				法令遵守	無許可	条件違反
1回目	4月	国道16号	5	5	0	0
2回目	5月	国道16号	4	3	0	1
3回目	6月	国道16号	4	4	0	0
4回目	7月	国道16号	3	1	2	0
5回目	9月	国道16号	4	3	0	1
6回目	10月	国道16号	4	3	0	1
7回目	11月	国道16号	4	4	0	0
8回目	12月	国道16号	3	2	1	0
9回目	1月	国道16号	4	4	0	0
10回目	2月	国道16号	4	2	1	1
今回	11回目	国道16号	5	5	0	0
合計			44	36	4	4

※取締台数：取締場所において違反の有無の確認を行った台数

無許可：特殊車両通行許可を取得していないもの

条件違反：許可証の記載条件を守っていないもの

取締りでは、44台の特殊車両について違反有無の確認を行い、うち法令遵守車両は36台、無許可車両が4台、条件違反車両は4台で、過半数は法令を遵守して走行していた車両でした。なお、無許可又は条件違反者については文書による指導及び警告を行いました。



H23年と比較して、遵守率が30%上がりました。

〈今後の対応〉

今後も引き続き神奈川県警察と協力して特殊車両の取締りを定期的に行うことで、事業者のコンプライアンス意識向上を促し、道路構造物の保全、特車が関係する重大事故の防止を図ります。

H24年度取締り実施状況



* 重さ・長さ・幅・高さを測定するとともに、特殊車両通行許可証の有無を確認し、違反車両に対して、指導・警告を行いました。

積載重量違反車両が道路に与える影響

積載重量超過車両は、道路の劣化を早める要因のひとつになっています。



舗装のひび割れ(表面)



床版(橋)のひび割れ(裏面)

特殊車両が関係した事故事例



積荷が歩道橋の仮設足場に接触し崩落



積荷が歩道橋に接触し変形

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正が行われ、平成25年3月1日より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**します。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000326.html

➤重量制限超過は、みんなの財産である道路構造物に負担をかけています

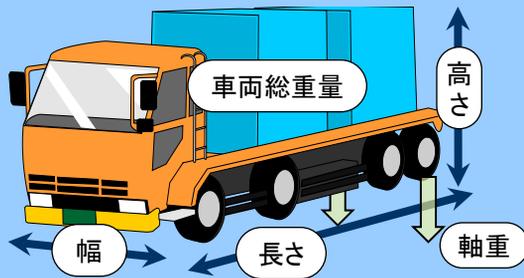
軸重が制限(10t)の2割超過(12t)

橋への負担は制限(10t)以下の車両で**9台分以上!!!**

損傷(鋼材破断)の実例→(国道23号 木曾川大橋)

➤下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

➤「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➤インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご注意ください】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)